

令和 8 年 9 月 1 8 日

保険医療機関 御中

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料における入院基本料等の減算の免除に係る
施設基準の届出について

ベースアップ評価料等における「入院基本料等の減算の免除」に係る施設基準や取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）においてお示ししています。

当該通知において、入院基本料の減算の免除を受けるためには、特掲診療料施設基準通知における別添 2 の様式 98 に基づき、入院基本料等の減算の免除に係る届出が必要である旨をお示ししているところです。

貴機関は、令和 8 年 8 月 3 日までに「入院基本料等の減算の免除」に係る届出（様式 98）がなされていないため、令和 8 年 8 月診療分以降の審査支払において、入院基本料等の減算対象となっております。

ついては、貴機関の施設基準の届出状況等をご確認いただいた上で、必要に応じて、下記のご対応をお願いいたします。

なお、本事務連絡の到達前に、既に入院基本料の減算の免除の届出についてご対応いただいている場合においては、ご放念いただいて差し支えございません。

記

令和 8 年 10 月以降の診療において、入院基本料等の減算の免除を受ける場合には、令和 8 年 10 月 1 日（木）までに、特掲診療料施設基準通知における別添 2 の様式 98 において、必要な箇所を入力し、貴機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

届出に係る様式については、「ベースアップ評価料に係る特設ページ」をご参照ください。

なお、施設基準の届出に係る問い合わせについては、貴機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局にご連絡ください。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」QR コード：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

